

議案第46号

みよし市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月11日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、指定管理者に延長保育利用料等を徴収させるため必要があるからである。

みよし市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

みよし市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年みよし市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「昭和60年三好町条例第12号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（指定管理者に管理を行わせる場合の読替え）

第11条 条例第3条の規定により指定管理者に市立保育所の管理を行わせる場合における第5条、第6条及び第8条の規定の適用については、第5条第1項、第6条第1項及び第8条第1項中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みよし市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(保育所における保育料の徴収)</p> <p>第3条 市長は、みよし市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和60年三好町条例第12号。<u>以下「条例」という。</u>）第2条の規定により設置するみよし市立保育所（以下「市立保育所」という。）において特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から次条第1項の保育料を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p><u>（指定管理者に管理を行わせる場合の読替え）</u></p> <p>第11条 <u>条例第3条の規定により指定管理者に市立保育所の管理を行わせる場合における第5条、第6条及び第8条の規定の適用については、第5条第1項、第6条第1項及び第8条第1項中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（委任）</p> <p><u>第12条</u> 略</p>	<p>(保育所における保育料の徴収)</p> <p>第3条 市長は、みよし市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和60年三好町条例第12号）第2条の規定により設置するみよし市立保育所（以下「市立保育所」という。）において特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から次条第1項の保育料を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>（委任）</p> <p><u>第11条</u> 略</p>